

北海道告示第 10514 号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和7年 3月25日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
<p>鉄道駅耐震補強事業費補助金</p> <p>地震災害の発生時における鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止、列車の安全運行並びに鉄道利用者の安全確保及び発災時における緊急応急活動の機能を確保することを目的とする鉄道駅耐震補強工事に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p>	<p>北海道旅客鉄道株式会社</p>	<p>国の鉄道駅耐震補強事業に関する補助金を受けることが確実であり、鉄道事業の用に供する鉄道駅の建築物の安全性の向上のための耐震補強及び駅の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震補強を行うために要する費用（本工事費及び附帯工事費の合計の額）とする。</p>	<p>6分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する書類</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通局交通企画課</p>	<p>—</p>	